

南アルプス市広告掲載要綱

平成21年9月30日

告示第138号

(目的)

第1条 この告示は、本市の資産を広告媒体として活用し、法人等の広告を有料で掲載することにより、本市の新たな財源を確保し、もって市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 印刷物、ホームページ、財産等の本市の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

(2) 広告掲載 広告媒体に法人等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(広告媒体の種類等)

第3条 広告媒体に広告掲載を行う場合にあつては、あらかじめ次に掲げる事項を広告媒体の種類ごとに別に要領で定めるものとする。

(1) 広告の規格、掲載位置及び掲載期間

(2) 広告掲載料

(3) 広告の募集方法及び選定方法

(4) 前3号に掲げるもののほか、広告の募集及び契約を行うに当たり必要な事項

(広告の範囲)

第4条 掲載する広告は、原則として、地域社会及び地域経済の健全な発展並びに市民生活の向上に資するものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載を行わない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの

(4) 政治性又は宗教性のあるもの

(5) 社会問題についての主義主張

(6) 個人又は法人の名称又は連絡先のみを掲載するもので、内容が不明のもの

- (7) 良好な景観又は風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載を行う広告として不適当であると認められるもの

3 前2項に規定する広告の範囲の細目その他必要な事項については、別に基準で定める。

(申込)

第5条 広告掲載を希望するもの(以下「広告掲載希望者」という。)は、要領に定める募集方法に基づき、市長に広告掲載の申込みをしなければならない。

(広告掲載の決定)

第6条 市長は、前条の規定により申込みがあった場合には、要領に定める選定方法に基づく審査を行ったうえで、広告掲載の可否を決定する。

2 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について、広告掲載希望者に通知するものとする。

(広告掲載内容の承諾)

第7条 前条の規定により決定の通知を受けた広告掲載希望者(以下「広告主」という。)は、広告内容及び条件等を記載した承諾書を市長に提出しなければならない。

(広告掲載料の納付)

第8条 広告主は、広告掲載料を市長の指定する期日までに納付しなければならない。

(広告内容及びデザインの協議)

第9条 広告の内容及びデザインについては、市の信用性及び信頼性を損なうことのないよう、広告主は市と協議しなければならない。

(広告内容等の変更要求)

第10条 市長は、広告の内容及びデザインが各種法令等に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの告示及び基準並びに当該要領に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告主への催告その他の手続を要することなく、広告掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

- (3) 前条の規定による広告の内容等の変更を広告主が行わないとき。
- (4) 広告主又は広告の内容等が各種法令等に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの告示及び基準並びに当該要領に抵触しているときで、前条の規定によっても解消できないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

(広告主の責務)

第 1 2 条 広告主は、掲載された広告の内容等に関する一切の責任を負う。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを市長に対して保証する。

3 第三者から広告主の広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(損害賠償)

第 1 3 条 広告主は、第 1 1 条の規定により広告掲載が取り消された場合は、本市に対して損害の賠償を請求しないものとする。

(審査機関)

第 1 4 条 第 6 条に規定する広告掲載の審査を補助するため、南アルプス市広告審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の委員長は、総務部長をもって充て、委員は、秘書課長、政策推進課長、総務課長及び管財契約課長をもって充てる。

3 委員長は、ホームページに掲載する広告に関する審査を行う場合は、前項に定める委員に、総合政策部行政システム課長を加えることができる。

4 委員長は、前 2 項に定める委員のほか、広告媒体及び審査する内容に関連する所管の課長を、臨時の委員として加えることができる。

5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 1 5 条 委員長は、委員会の会議（以下「会議」という。）を招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第16条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年10月1日から施行する。